

小原さん・須増さんは無罪、公正な判決を求める要請書

最高裁判所第三小法廷

林景一裁判長 殿

この裁判は、岡山・倉敷民主商工会（民商）の事務局長・小原淳さん、事務局員・須増和悦さんが、民商会員の確定申告書を協同作成したことが、税理士法（税理士以外は税務書類の作成を禁止）に違反したとされたものです。一・二審の裁判では、出来上がった申告書の内容は適正なもので「課税の適正」も損なわれていない、しかし適正を損なう「おそれ」がある、税理士に税務業務を独占させることが必要として有罪としました。

一・二審判決は以下のように誤っており、小原さん、須増さんは無罪です。

- 1 日本国憲法にもとづき、納税者は自主的に納税額を申告する権利をもっています。申告にあたり、納税者が、税理士に依頼しようが、自分でやろうが、他の人と相談し、力を借りようが、その選択は、憲法13条が保障する納税者の自己決定権です。
- 2 税理士法の目的は、他人の求めに応じて、税理士が納税者の権利・利益を守ることにあります。小原さん、須増さんの行為は、税理士に頼んでいない民商の組織員が協同して適正な申告をすすめたものであって、納税者の利益を少しも損ねていません。
- 3 適正な税務書類の協同作成を税理士でないからと一律に罰するのは、間違っています。罰せられるのは、私利私欲で他人の税務に介入することを繰り返しておこなった場合などに限られます。
- 4 税理士に税務業務を独占させることが必要とありますが、税理士以外でも、市役所の職員や農協の職員などが、税務申告の時期に「臨時税理士」として税務書類の作成等をしています。また、株式会社の経理担当者が申告書を作成しても罪に問われるはずがありません。民商は、憲法21条の保障する結社権にもとづき、会員の営業と生活、権利を守るために活動している協同組合的結社です。民商会員と事務局員の関係も、株式会社と従業員の関係と同じく、罰せられるものではありません。

【要請事項】

小原さん、須増さん、弁護団の主張を真摯に検討してください。そして、口頭弁論を開き、有罪判決を破棄し、公正な判決を出してください。

氏 名	住 所

【署名の送付先・問合せ先】倉敷民商弾圧事件の勝利をめざす全国連絡会

〒113-8463 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター 国民救援会内 電話 03-5842-5842 FAX03-5842-5840